

「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引について

- 1 手引きの策定期期
令和5年6月
- 2 手引きの位置づけ
地域自殺対策計画の策定・見直しに関する標準的な手順と留意点などをとりまとめたもの
- 3 前手引き(平成29年11月策定)からの主な変更点(詳細は参考資料4)
 「自殺対策の基本方針」への追記
 ア 自殺対策が、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つことを追記
 4ページに記載
 イ 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮を追記
 6ページに記載
 「政府が推進する自殺対策」に、新たな自殺総合対策大綱を踏まえた計画策定・見直しにあたってのポイントを追記
 11～13ページに記載。主な内容は以下のとおり。

計画策定・見直しにあたってのポイントの主な内容

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化 | |
| 2 女性に対する支援の強化 | |
| 3 総合的な自殺対策の更なる推進・強化 | |
| ・孤独・孤立対策等との連携 | ・自殺者や親族等の名誉等 |
| ・ゲートキーパー普及 | ・SNS相談体制充実 |
| ・精神科医療との連携 | ・自殺未遂者支援 |
| ・遺族支援 | ・性的マイノリティ支援 |
| ・勤務問題 | ・誹謗中傷関係 |
| ・自殺報道対策 | ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策 |

「自殺対策計画策定・見直しの流れ」に地域自殺対策計画の見直しを行うことを追記

20ページ、30～36ページに記載

【主な内容】

- ・各事業の推進・達成状況を整理した上で、各事業や事業群を「結果」と「プロセス」の両面から総合的に評価する。
- ・見直し後の計画に記載する事業について関係部署と協議する。